申告書作成までの流れ

1

Step 1 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の回収 (P.8~9参照)

委託事業主に、自身が使用した全ての労働者に支払った賃金(令和3年3月31日まで に支払いが確定しているが、実際の支払いは同年4月1日以降になる場合を含む。)の 総額及び第1種特別加入者の給付基礎日額などを記入してもらいます。

Step 2 保険料・一般拠出金申告書内訳の記入 (P.10~11参照)

委託事業場から提出された労働保険料等算定基礎賃金等の報告(一括有期事業の場合は、一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表)に基づき、事業場ごとに賃金総額や第1種特別加入者の給付基礎日額等の必要事項を記入します。

その後、事業場ごとの労働保険料・一般拠出金、及び労働保険料総額・一般拠出金総額を計算し、申告書内訳を完成させます。



保険料・一般拠出金申告書内訳で計算した、確定保険料・一般拠出金・概算保険料の金額を 該当欄に転記します。

その後、確定保険料額と申告済概算保険料額との過不足を計算して、申告書を完成させます。



「一括有期事業報告書・総括表」は、厚生労働省ホームページに掲載しています。(下 記URLもしくは右のQRコード、または「労働保険関係各種様式」で検索してくださ い。) <URL>https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/ yousiki.html